

兵庫県公報

平成25年3月26日 火曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（議会事務局総務課）	1

公布された法令のあらまし

●議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（条例第20号）

- 1 兵庫県特別職報酬等審議会の答申に基づき、議会の議員の議員報酬を引き下げるため、所要の整備を行うこととした。
- 2 本県の厳しい財政状況等に鑑み、議員報酬月額に係る減額措置について、平成25年度も引き続き実施することとし、所要の整備を行うこととした。

条 例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月26日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第20号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「930,000円」を「880,000円」に改め、同条第2項第1号中「210,000円」を「200,000円」に改め、同項第2号中「110,000円」を「105,000円」に改める。

附則に次の1項を加える。

（議員報酬月額の特例）

- 10 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における第2条の規定の適用については、同条第1項中「880,000円」とあるのは「840,000円」と、同条第2項第1号中「200,000円」とあるのは「159,600円」と、同項第2号中「105,000円」とあるのは「83,500円」とする。ただし、第4条第3項の規定の適用については、この限りでない。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。